

宮城県へき地医療功労者知事表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、表彰規則（昭和42年宮城県規則第63号）に基づき、へき地及びへき地に準ずる地域に所在する医療機関において、住民の医療確保のため、困難な諸条件を克服し、多年にわたり献身的に診療活動を行っている個人に対し、その功績を讃え表彰することにより、へき地医療関係者の意識の高揚を図り、もってへき地医療対策の一層の充実、強化及び推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「へき地」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 表彰対象者が属する医療機関を中心として、おおむね半径4kmの区域（以下「4km区域」という。）内に他の同種の医療機関がなく、かつ、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で30分以上）要する地域
- (2) 離島に所在し、島内に他の同種の医療機関がない地域

2 この要綱において「へき地に準ずる地域」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用すると30分以内で到達できるが、4km区域内に他の同種の医療機関がない地域
- (2) 4km区域内又は離島内に他の同種の医療機関はあるが、その医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で30分以上）要する地域
- (3) 表彰対象者が属する医療機関において眼科、耳鼻いんこう科、歯科などの特定の診療科の診療を行っており、4km区域内にこれらの診療を行う医療機関がない地域

(表彰の基準)

第3 褒状の授与の基準は、次のとおりとする。ただし、へき地医療等において、過去に知事表彰又はこれと同等以上の表彰を受けた者は除く。

- (1) へき地及びへき地に準ずる地域（以下「へき地等」という。）に所在する医療機関に、おおむね週4日程度継続して診療活動に従事している医師又は歯科医師であって、その従事期間が当該年4月1日現在で原則として5年以上（離島にあつては3年以上）であること。
- (2) へき地等に所在する医療機関に、月1日以上継続して診療活動に従事している医師又は歯科医師であって、その従事期間が当該年4月1日現在で原則として7年以上（離島にあつては5年以上）であること。
- (3) へき地等に所在する医療機関に継続して診療活動に従事している看護師又は准看護師であって、その従事期間が当該年4月1日現在で原則として15年以上であること。

(被表彰者の推薦)

第4 市町村長は、第3の規定により表彰することが適当と認められる者があるときは、その功績を調査し、知事に推薦するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、推薦書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 功績調書(様式第2号)
- (2) 履歴書(様式第3号)
- (3) その他参考となる資料

(選考委員会)

第5 被表彰者を選考するため選考委員会を置くものとし、その構成は次のとおりとする。

- (1) 保健福祉部副部長
- (2) 医療政策課長
- (3) 医療政策専門監
- (4) 医療政策課総括課長補佐

(被表彰者の決定)

第6 知事は、第4の推薦があった場合、第5の選考委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の実施)

第7 表彰は、3年ごとに行う。

(表彰の事務)

第8 表彰の事務は、保健福祉部医療政策課で行う。

附 則

この要綱は、平成14年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。